

# 第9期大東市分別収集計画

令和元年6月

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	6

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- ・市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	6,084 t	6,051 t	6,018 t	5,985 t	5,952 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

- ・レジ袋等の削減、マイバッグの持参の徹底  
レジ袋等の容器包装の削減を図るため、スーパーマーケット等の小売店や近隣市と連携し、アンケート調査やマイバッグの配布等のレジ袋削減キャンペーンを行う。
  
- ・エコショップ制度の普及  
市内の販売店に登録を促し、エコショップとしての包装の簡素化等の取組みが推進するように啓発、紹介する。
  
- ・再生資源集団回収奨励金制度を継続して実施し、更なるごみの減量化やリサイクルが推進されるよう支援を行う。
  
- ・環境教育、啓発活動の充実  
学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学会や地域での出前講座などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、広報誌を活用した市民への啓発や、大東シニア総合大学環境学部卒業生によるごみに関する研究や啓発活動を支援する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び収集作業の効率、コストを総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、大東市及び東大阪都市清掃施設組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空き缶・空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル・プラスチック製容器包装
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	202	t	202	t	202	t	202	t	202	t
主としてアルミ製の容器	72	t	72	t	72	t	72	t	72	t
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	210	t	210	t	210	t	210	t	210	t
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	210 t	t	210 t	t	210 t	t	210 t	t	210 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	172	t	172	t	172	t	172	t	172	t
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	172 t	t	172 t	t	172 t	t	172 t	t	172 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	276	t	276	t	276	t	276	t	276	t
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	276 t	t	276 t	t	276 t	t	276 t	t	276 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	8	t	8	t	8	t	8	t	8	t
主として段ボール製の容器	186	t	186	t	186	t	186	t	186	t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	10	t	10	t	10	t	10	t	10	t
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	t	10 t	t	10 t	t	10 t	t	10 t	t	10 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	108	t	108	t	108	t	108	t	108	t
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	20 t	88 t	20 t	88 t	20 t	88 t	20 t	88 t	20 t	88 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1245	t	1245	t	1245	t	1245	t	1245	t
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	1245 t	t	1245 t	t	1245 t	t	1245 t	t	1245 t	t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度の各品目の分別基準適合物等の量を勘案し、その量を維持するものとした。また、人口については、平成27年度から平成30年度にかけて平均すると約0.56%ずつ減少している。今後も同様に減少が続くと見込めば、上記量の見込みも減少していくが、分別協力率の増加も勘案し、直近年度の各品目の分別基準適合物等の量を維持するものとした。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶・空きびん	委託業者による定期収集	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器			
	段ボール	段ボール	集団回収	
	紙製容器包装	紙製容器包装	集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	拠点回収	一部事務組合
		ペットボトル・プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	一部事務組合

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶・びん及びペットボトル・プラスチック製容器包装については、一部事務組合（東大阪都市清掃施設組合）で一時集積し、委託業者により選別、圧縮、保管を行っている。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分		収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶・空きびん		袋	平ボディ車 パッカー車	一部事務組合
アルミ製容器					
無色のガラス製容器					
茶色のガラス製容器					
その他のガラス製容器					
飲料用紙製容器	紙パック	集団回収	紐かけ	平ボディ車	民間業者
		拠点回収	網かご	パッカー車	
段ボール	段ボール		紐かけ	平ボディ車 パッカー車	民間業者
紙製容器包装	紙製容器包装		紐かけ	平ボディ車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル (拠点回収)		網かご	パッカー車	一部事務組合
	プラスチック製 容器包装		袋	パッカー車	一部事務組合